



忘れていませんか、その所得！

特に、以下の副収入の申告漏れにご注意ください。

● ネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得

(具体例)

① 衣服・雑貨・家電などの資産の売却による所得

※生活に使用した資産の売却による所得は非課税（確定申告は不要）

② 自家用車などの貸付による所得

③ ベビーシッターや家庭教師などの人的役務の提供による所得

● ビットコインをはじめとする仮想通貨の売却等による所得

● 競馬等のギャンブルから生じた所得

※ **サラリーマンの方**で年末調整を受けた給与所得以外の所得が **20万円以下**の場合は、**確定申告は不要**です。

医療費控除やふるさと納税（寄附金控除）などの適用を受ける場合は、20万円以下であっても確定申告が必要です。



ご注意ください！！！！

- ① ふるさと納税の申告漏れ
- ② 予定納税額の記載漏れ
- ③ 復興特別所得税の記載漏れ
- ④ 添付書類の提出漏れ

- ふるさと納税のワンストップ特例を申請された方の**ふるさと納税の申告漏れ**による申告誤りが数多く見受けられます。
ワンストップ特例を申請された方でも「**医療費控除などの確定申告を行う場合**」や「**寄附先が5団体を超える場合**」は、**全てのふるさと納税の申告**が必要となりますのでご注意ください。
- **予定納税額の記載漏れ**による申告誤りが数多く見受けられます。
予定納税額は、税務署から送付された「平成 29 年分所得税及び復興特別所得税の**予定納税額のお知らせ**」に記載されていますので、予定納税額の記載漏れのないようご注意ください。
- **復興特別所得税の記載漏れ**による申告誤りが数多く見受けられます。確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記載漏れのないようご注意ください。
- **添付書類の提出漏れ**が数多く見受けられます。ご注意ください。
 - ① 給与や年金の「源泉徴収票」（原本）
 - ② 住宅借入金等特別控除を受ける場合の「売買契約書の写し」、「登記事項証明書」や「年末残高証明書」など